

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項並びに第99条第2項の規定に基づく、箕面市川合・山之口土地区画整理組合が施行する北部大阪都市計画事業川合・山之口土地区画整理事業に係る仮換地指定通知について、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項及び第6項の規定により、当該通知書の送付に代えて通知の内容が掲示されているので、公告します。

令和6年9月24日

京都市長 松井 孝治

1 書類を送付すべき場所を確知することが出来なかった者の住所及び氏名

氏名	判明している最後の住所
辻角次郎	京都市下京区木津屋橋通油小路西入塩小路町483番地

2 掲示場所

箕面市粟生間谷東2丁目26番15号（箕面市川合・山之口土地区画整理組合）

3 掲示期間

令和6年9月24日から10日間

（総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当）